

新	旧
<p>第1条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（3） 「要安全確認計画記載建築物」とは、法第5条第3項第1号の規定により大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として高知県耐震改修促進計画に記載された建築物及び記載されることが確実な建築物（以下、「<u>要安全確認計画記載建築物（防災拠点）</u>」という。）、その敷地が<u>法第5条第3項第2号の規定により高知県耐震改修促進計画に記載された道路に接し、地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物（以下、「<u>要安全確認計画記載建築物（県指定緊急輸送道路等沿道）</u>」という。）</u>又は法第6条第3項第1号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接し、地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物（以下、「<u>要安全確認計画記載建築物（市町村指定緊急輸送道路等沿道）</u>」という。）をいう。</p> <p>（補助目的、補助対象事業等）</p> <p>第3条 県は、南海トラフ地震に備え、不特定多数の利用者及び</p>	<p>第1条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（3） 「要安全確認計画記載建築物」とは、法第5条第3項第1号の規定により大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として高知県耐震改修促進計画に記載された建築物及び記載されることが確実な建築物、又はその敷地が法第6条第3項第1号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接し、地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物をいう。</p> <p>（補助目的、補助対象事業等）</p> <p>第3条 県は、南海トラフ地震に備え、不特定多数の利用者及び</p>

避難弱者の安全並びに緊急輸送道路等の避難路及び避難所の機能を確保するため、要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物を対象に、当該建築物の所有者に対して市町村が費用の一部を補助する耐震診断費補助事業、耐震改修設計費補助事業及び耐震改修費補助事業（ただし、平成28年3月31日までに着手する事業に限る。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項に掲げる事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費、補助要件、補助金の額は、別表第1に定めるとおりとする。

（補助金の交付の申請）

第4条 補助事業を実施しようとする市町村（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

（補助の条件）

避難弱者の安全並びに緊急輸送道路等の避難路及び避難所の機能を確保するため、次に掲げる事業について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物を対象に、当該建築物の所有者に対して市町村が費用の一部を補助する耐震診断費補助事業、耐震改修設計費補助事業及び耐震改修費補助事業。ただし、平成28年3月31日までに着手する事業に限る。

(2) 市町村が前号の事業を行うまでの間に、要緊急安全確認大規模建築物を対象に、当該建築物の所有者が行う耐震診断事業。ただし、平成26年3月31日までに所管行政庁により要緊急安全確認大規模建築物と確認されたものに限る。

2 前項に掲げる事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費、補助要件、補助金の額は、同項第1号の事業については別表第1、同項第2号の事業については別表第2にそれぞれ定めるとおりとする。

（補助金の交付の申請）

第4条 補助事業を実施しようとする市町村又は建築物の所有者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

（補助の条件）

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更する場合は、別記第2号様式による補助事業変更承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。ただし、軽微な変更（事業費の30パーセント以内の減額又は事業間の配分の変更をいう。）又は知事が特別な事情によりやむを得ないと認めるものは、この限りでない。

(2)～(4) (略)

(5) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(6) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(7) 補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかで

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更する場合は、別記第2号様式による補助事業変更承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。ただし、軽微な変更（事業費の30パーセント以内の減額をいう。）は、この限りでない。

(2)～(4) (略)

(5) 補助事業の実施に当たっては、別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(6) 補助事業の実施に当たっては、別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(7) 補助事業者は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対して前3号の条件を付さなければならないこと。

(8) 補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金

ないものについては、この限りでない。

(8) 前各号に掲げるもののほか、補助事業の遂行について知事が必要があると認めて指示した事項

(9) 補助事業者は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対して第4号から第7号に掲げる条件を付さなければならないこと。

(補助金の交付の決定の通知)

第6条 知事は、第4条の規定により補助金の交付の申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者へ通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

第7条 (略)

(補助金の交付の決定の取消し)

第8条 知事は、補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(現場検査)

第9条 市町村は、第3条第1項の事業のうち、耐震改修費補助事業の対象となる耐震改修及び建替えの工事について、現場検

額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(9) 前各号に掲げるもののほか、補助事業の遂行について知事が必要であると認めて指示した事項

(補助金の交付の決定の通知)

第6条 知事は、第4条の規定により補助金の交付の申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者へ通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

第7条 (略)

(補助金の交付の決定の取消し)

第8条 知事は、補助事業者が別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(現場検査)

第9条 市町村は、第3条第1項第1号の事業のうち、耐震改修費補助事業の対象となる耐震改修及び建替えの工事について、

査を行うものとする。

第10条～第11条（略）

（補助金の交付及び概算払）

第12条 補助金は、前条の規定により交付すべき額の確定を行った後に交付するものとする。

2 規則第14条ただし書の規定に基づき補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第8号様式による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

（補助金の返還等）

第13条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

（1）（2）（略）

（3） 補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるとき。

（4）（略）

第14条～第17条（略）

附 則

現場検査を行うものとする。

第10条～第11条（略）

（補助金の交付及び概算払）

第12条 補助金は、前条の規定により交付すべき額の確定を行った後に交付するものとする。

2 規則第14条ただし書の規定に基づき補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第8号様式による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。ただし、概算払の請求ができる事業は、第3条第1項第1号の事業に限るものとする。

（補助金の返還等）

第13条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

（1）（2）（略）

（3） 補助事業者が別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めるとき。

（4）（略）

第14条～第17条（略）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

耐震診断費補助事業

補助対象限度額

①～③（略）

補助金の額

補助対象限度額の 4 分の 1 以内の額

ただし要緊急安全確認大規模建築物、要安全確認計画記載建築物（防災拠点）及び要安全確認計画記載建築物（市町村指定緊急輸送道路等沿道）にあつては補助対象限度額の 4 分の 1 以内の額かつ当該市町村の負担する額以内の額とする。

耐震改修設計費補助事業

補助対象経費

対象となる建築物の耐震化のための計画の策定に要する経費

補助対象限度額

耐震改修費補助事業の補助対象限度額に設計料率（注 4）を乗じた額

別表第 1

耐震診断費補助事業

補助対象限度額

①～③（略）

補助金の額

次に掲げる補助金の額のうち、いずれか小さい額を当該補助金の額とする。

①市町村が補助する額から国の交付金の基礎額を差し引いた額の 2 分の 1 以内の額

②補助対象限度額の 4 分の 1 以内の額

耐震改修設計費補助事業

補助対象経費

対象となる建築物の耐震化のための計画の策定に要する経費（耐震改修設計評定手数料を含む。）

補助対象限度額

① 耐震改修の場合

（1）延床面積（A）が 1,000 m²以上 5,000 m²以内の場合
（8,375 - 0.875 × A）円 / m²以内

<p>補助要件</p> <p>① (略)</p> <p><u>②要緊急安全確認大規模建築物にあっては、市町村が地域防災計画に避難所等として位置付けているか又は位置付けられることが確実なものであること。</u></p> <p>(追加)</p> <p><u>③要安全確認計画記載建築物(防災拠点)にあっては、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保する構造(注5)となるものに限る。</u></p> <p>補助金の額</p> <p><u>補助対象限度額の4分の1以内の額かつ当該市町村の負担する額以内の額とする。</u></p> <p>耐震改修費補助事業</p>	<p>(2) <u>延床面積(A)が5,000㎡を超える場合</u></p> <p><u>(4,500-0.1×A)円/㎡以内</u></p> <p>② <u>建替えの場合</u></p> <p>耐震改修費補助事業の補助対象限度額に設計料率(注5)を乗じた額</p> <p>補助要件</p> <p>① (略)</p> <p><u>②耐震改修設計については、第三者機関(注3)の評定を受けること。</u></p> <p>補助金の額</p> <p><u>次に掲げる補助金の額のうち、いずれか小さい額を当該補助金の額とする。</u></p> <p><u>①市町村が補助する額から国の交付金の基礎額を差し引いた額の2分の1以内の額</u></p> <p><u>②補助対象限度額の4分の1以内の額</u></p> <p>耐震改修費補助事業</p>
---	--

補助対象経費

対象となる建築物の耐震化に必要な耐震改修又は建替工事等に要する経費

補助対象限度額

①～②（略）

（追加）

③免震工法等特殊な工法による建替工事にあつては、①にかかわらず、耐震化が必要な建築物の延床面積（平方メートル）×33,600円を限度として加算することができる。（ただし、免震工法等特殊な工法及び建替えのために要する経費で知事が必要と認めただのものに限る。）

補助要件

①（略）

②要緊急安全確認大規模建築物にあつては、市町村が地域防災計画に避難所等として位置付けているか又は位置付けられることが確実なものであること。

③耐震改修又は建替の結果により、地震に対して安全な構造となるもの。ただし、「要安全確認計画記載建築物（防災拠点）」にあつては、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保する構造（注5）となるものに限る。

補助金の額

補助対象経費

対象となる建築物の耐震化に必要な耐震改修又は建替えの工事に要する経費

補助対象限度額

①～②（略）

補助要件

①（略）

②耐震改修については、第三者機関（注3）の評定を受けた耐震改修設計に沿って行われるものであること。

③耐震改修又は建替えの結果により、地震に対して安全な構造となるもの。

補助金の額

補助対象限度額の5分の1以内の額かつ当該市町村の負担する額以内の額とする。

ただし、要緊急安全確認大規模建築物にあっては、6分の1以内の額かつ当該市町村の負担する額以内の額とする。

(注1)～(注3) (略)

(注4) 設計料率は、表1に定める基本設計料率と建築設計料率との合計とし、延床面積が同表の区分間の値である場合は、表2に定める算定式により算出した率(小数点3位以下の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。)とする。

(注5) 別表第3要安全確認計画記載建築物(防災拠点)耐震改修計画基準に基づく構造等とする。

別表第2

(追加)

別表第3

次に掲げる補助金の額のうち、いずれか小さい額を当該補助金の額とする。

①市町村が補助する額から国の交付金の基礎額を差し引いた額の2分の1以内の額

② 補助対象限度額の5分の1以内の額

(注1)～(注3) (略)

(注4) 「国の交付金の基礎額」は、社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日付け国官会第2317号)の定めるところによる。

(注5) 設計料率は、表1に定める基本設計料率と建築設計料率との合計とし、延床面積が同表の区分間の値である場合は、表2に定める算定式により算出した率(小数点3位以下の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。)とする。

(削除)

別表第2

別表第3